

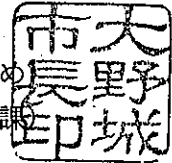
※受理年月日	福岡県 中小振
※受理番号	-7.10.-6
※備考	第 号

意見書

令和7年9月29日

福岡県知事 様

大野城市長 堤 かなめ
(環境経済部産業振興課)



令和7年6月3日付け7中小振第281号－5で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス仲畑店
福岡県大野城市仲畑4丁目246番1、2、3
- 2 意見
 - 1 駐車需要の充足等交通に関する事項
 - ・駐車場等の設置にあたっては、道路管理者や交通管理者等との協議を十分に行なうとともに、届出事項を厳守すること。
 - 2 歩行者の通行の利便確保等
 - ・意見なし。
 - 3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項から第3項の規定及び、大野城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理するとともに、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力するようお願いする。
 - 4 防災・防犯対策への協力
(届出書のP22より)
 - ・防犯対策への協力に関しては、対策への詳細な内容が記載されていないが、防犯対策や少年非行防止の観点から、防犯カメラ等を設置する場合は、店舗内外及び駐車場に適切に配置することが望ましいと考える。
(警備会社と契約されることから、その点も十分に協議を行うこと)
 - ・商品陳列に関して、万引き防止だけではなく、刃物やライター等の危険となる日用品を販売する際は、犯罪発生につながらないよう十分な配慮を行うことが望ましいと考える。
 - 5 騒音の発生に係る事項
 - ・環境基本法第16条に定める環境基準を達成するために、騒音規制法第4条に基づく各騒音規制基準を遵守すること。また、同法に基づく特定施設を設置する

こととなった場合、又は特定建設作業を行う場合に、届出が必要なときは、遺漏なく届出を行うこと。なお、騒音規制法のほか振動規制法に基づく規制基準及び届出についても留意するとともに、周辺地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮を行うことに留意すること。

6 廃棄物に係る事項等

- ・大野城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第20条及び同施行規則第15条及び第16条、第17条に基づき、事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者は、事業系一般廃棄物の減量及び再利用に関する計画書を提出するとともに、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届ける必要がある。

7 街並みづくり等への配慮等

- ・敷地内の緑化計画について、「大野城市みどりを守り育てる条例」で定める緑化協定を下記事項に留意の上、大野城市と締結すること。

①緑地面積：敷地面積の3%以上とすること。

②樹木の植栽：10㎡当たり高木が1本以上、又は、20㎡当たり高木が1本以上及び低木が20本以上であること。

8 設置者が配慮すべき基本的な事項等

- ・意見なし